

上越教育大学附属学校園 いじめ防止基本方針

(令和7年9月18日 附属学校統括部運営専門部会策定)

はじめに

このいじめ防止基本方針（以下「学校基本方針」という。）は、いじめ防止対策推進法（平成25年法律71号 以下「法」という。）第13条の規定に基づき、本学校園におけるいじめの防止等のための対策を効果的に推進するために策定するものである。

法では、いじめ防止対策の適用範囲を小学校、中学校、高等学校、特別支援学校としているが、幼稚園でもいじめ発生の可能性はあること、また、附属学校園における一体的な生徒指導の必要性を踏まえ、幼稚園においても、基本的な方針を同じくし、対応に当たる。

幼稚園では、主に、幼児期の子供たちの実態をふまえ、いじめをしない心の基盤を育てる方針で取り組んでいくが、幼児であっても、いざこざの範囲を超え、相手に与える苦痛が頻回で執拗なものについてはいじめと認識し、重大事案につながらないように未然防止と再発防止を強化し、保護者と協力して幼児がより良い人間関係を築けるよう組織的に対応することとする。

以下、幼稚園児、児童、生徒をまとめて、「児童等」という。

1 いじめ等の防止のための基本的な方向

(1) 定義について

① いじめの定義

「いじめ」とは、「児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係^{※1}にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響^{※2}を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象になった児童等が心身の苦痛を感じているもの。」とする。（法第2条）

※1 「一定の人的関係」とは、学校の内外を問わず、同じ学校・学級や部活動の生徒、塾やスポーツクラブ等当該児童等が関わっている仲間や集団（グループ）など、当該児童等と何らかの人的関係を指す。

※2 「物理的な影響」とは、身体的な影響のほか、金品をたかられたり、隠されたり、嫌なことを無理矢理させられたりすることなどを意味する。

（※1、※2は、国の基本方針による）

② いじめ類似行為の定義

「いじめ類似行為」とは、県条例第2条で規定され、①にあてはまるもののうち、当該児童が当該行為を知ったときに心身の苦痛を感じる蓋然性が高いものとする。

※蓋然性とは、「多分そうなるだろう」という可能性の程度のことである。

(2) いじめに対する基本的な考え方

① 基本理念

いじめはどの児童等にも、どの学校にも起こる可能性があることを踏まえ、学校の教育活動全体を通じて、すべての児童等に「いじめは絶対に許されない」ことの理解を促していくことが必要である。そのために、学校は、いじめの未然防止、早期発見、即時対応の具体的な対策を計画的・継続的に、組織として取り組んでいかなければならない。

また、いじめ問題への取組の重要性について、地域、家庭へも認識を広め、学校を含めた三者が一体となって取り組んでいくことが大切である。

いじめは、関係児童等の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命または身体に重大な危険を生じさせる恐れがある。したがって、全ての児童等がいじめを行わず、及び他の児童等に対して行われるいじめを認識しながらこれを放置することがないように、いじめが心身に及ぼす影響その他のいじめ問題に関する児童等の理解を旨として、いじめの防止等のための対策を行う。

② 具体的ないじめの態様の例

- ・ 冷やかしやからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる
- ・ 仲間はずれ、集団による無視をされる

- ・ 軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする
- ・ ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする
- ・ 金品をたかられる
- ・ 金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする
- ・ 嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする
- ・ パソコンや携帯電話等で、誹謗中傷や嫌なことをされる 等

(3) いじめ防止等のための取組方針

- ① いじめ防止等の取組を、いじめの未然防止、早期発見、即時対応を柱として、計画的かつ迅速に行う。
- ② いじめの防止等に関する取組の年間計画を作成し、実践する。
- ③ 「学校評価アンケート」「学校生活アンケート」「教育相談アンケート」などを活用し、学校および児童等の実態を把握し、取組の見直しや教育相談を定期的に行う。
- ④ 校内研修等によって、全職員にいじめ等防止基本方針に対する共通理解を図るとともに、いじめ等に対する意識啓発といじめ等防止の取組に対する力量を向上させる。

(4) いじめ防止等の対策のための組織の設置及び取組

- ① 設置の目的
法の第22条を受け、本校には、いじめの防止等に関する措置を実効的に行うために「いじめ不登校対策委員会」による、いじめ防止等の対策のための組織（以下「組織」という）を設置する。
- ② 構成員
校園長、教頭、主幹教諭、教務主任、生徒指導主事、学年主任、研究主任、養護教諭、（該当担任）、その他校園長が必要と認める者
- ③ 役割内容
ア 学校基本方針に基づく取組の実施や具体的な年間計画の作成・実行・検証・修正の中核としての役割
イ いじめの相談・通報の窓口としての役割
ウ いじめの疑いに関する情報や児童等の問題行動などに係る情報の収集と記録、共有を行う役割
エ いじめの疑いに関する情報があつた時には緊急会議を開いて、いじめ等の情報の迅速な共有、関係のある児童等への事実関係の聴取、指導や支援の体制・対応方針の決定と保護者との連携といった対応を組織的に実施するための中核としての役割

(5) 地域・保護者との連携

- ① 保護者への意識啓発（法における保護者の責務等 第9条）
ア P T A総会において、いじめの防止等に関する保護者責務と学校基本方針と具体的な取組について伝え、意識啓発を行なう。
イ 各種たよりや学校ホームページ等がいじめ防止の取組を発信する。
ウ 上越地区における、いじめに関する学習会や集いへ保護者の参観を呼び掛ける。
- ② 情報発信及び基本方針の周知
ア 年度当初のP T A総会において、本基本方針の説明を行う。
イ 学校ホームページに本基本方針を掲載する。
- ③ 地域の活動によるいじめの未然防止
ア 地域行事への積極的な児童等参加の呼び掛け
イ 地区内各小中学校と連携した地域住民との交流促進

(6) 関係機関等との連携

- ① 警察、児童相談所、市教委、民生児童委員等との連携
ア 上越警察署や上越児童相談所、市内民生児童委員等との情報交換
イ 上越市教育委員会との連携
- ② 附属学校間の連携強化

- ア 附属幼稚園と附属小学校との情報交換、交流活動の実施
- イ 附属小学校と附属中学校との情報交換および実践紹介
- ウ 附属幼稚園と附属中学校との情報交換

2 いじめ防止等のための基本的取組

(1) いじめの未然防止のための取組

- ① いじめ等未然防止のための共通理解と学校体制の確立
 - ア いじめ問題の理解と対応マニュアルの作成
 - イ いじめ問題に関する校内研修の実施
- ② 児童等との信頼関係の確立
 - ア 教育相談体制の構築
 - イ スクールカウンセラーとの連携強化
- ③ 道徳教育の充実（各校の「教育計画」参照）
- ④ 人権教育、同和教育の充実（各校の「人権教育、同和教育全体計画」参照）
- ⑤ 異学年交流や校外活動での社会性育成
- ⑥ 学級活動の充実
 - ア いじめを生まない風土づくりのための取組
 - イ 児童等の自己肯定感や自己有用感を培える集団づくりの工夫
- ⑦ 児童等の手によるいじめ防止
- ⑧ 日常的な学校間および職員間の連携・情報交換
 - ア 附属学校間での情報交換の充実
 - イ 職員終礼や職員会議時における情報交換
 - ウ ICT校内ネットワークを活用した職員間の情報交換

(2) いじめの早期発見のための取組

- ① いじめ相談・通報窓口の設置
 - ア 保護者への相談・通報窓口パンフレットの配付
 - イ 児童等への通報カード、相談窓口の配付・配信
- ② 定期的なアンケート等の実施
 - ア 定期的な「教育相談アンケート」の実施
 - イ 毎月一度の「学校生活アンケート」の実施
 - ウ アンケート分析と対応協議の充実
- ③ 教育相談の充実（いじめ防止等のための年間計画参照）
 - ア 年間計画に基づいた定期的な「教育相談」の実施
 - イ 教育相談における情報の共有化
- ④ 日常の児童等の観察
 - ア 学級担任による毎日の行動観察や声掛けの実施
 - イ 職員終礼や職員会議における情報交換

なお、幼稚園では、（１）（２）について、次のような基本姿勢で取り組む。

- ① 幼児理解
 - ・ 幼児理解の上での保育は、幼児が周りの大人を信頼し、安心して幼稚園生活を送ることにつながると捉えて、日々の保育に当たる。
 - ・ 日々の保育の中で、一人一人の幼児の様子をよく見て、言葉、行動、友達との関わり方、気持ちの状態をつかむ。
 - ・ 担任と副担任、教育補佐員、保育補佐員が主に保育に当たるが、園長、養護教諭は全体を見る中で、個々の幼児を理解する。
- ② 人間関係づくり
 - ・ 幼児同士のけんかや気持ちのすれ違いについては、それぞれの幼児の気持ちをつかみ、一方的に指導するのではなく、解決の方法を教師と共に考えられるようにする。
 - ・ 体験を通して、相手の気持ちに気付き、友達との関係を学ぶ時期なので、日々の保育の中で丁寧に対応し、思いやりの心や善悪の判断の基盤が育つようにする。

③ 教師間の共通理解と保護者との連携

- ・ 全教職員で教育活動に当たるという方針で、細かなことも情報交換しながら幼児理解に努める。
- ・ 幼児の様子と共に保育の方針を保護者にも説明し、教師も保護者も共通理解の下で、幼児を育てられるようにする。

(3) いじめへの即時対応の取組

① 上越教育大学への報告

- ア いじめを認知次第、校園長（教頭）が大学へ第一報を入れる。
- イ 校園長が「いじめ認知報告書」を作成し、大学へ提出する。

② 組織を活用した状況調査

- ア 「いじめ不登校対策委員会」による状況調査の実施
- イ スクールカウンセラー及び上越教育大学教員の協力を仰ぐ。

③ いじめられている児童等の保護・支援

- ア 複数職員による確実な見守り
- イ 必要に応じ別室等の確保

④ いじめをしている児童等への指導・支援

- ア 複数の職員による児童等に寄り添った指導および支援
- イ 管理職による指導

⑤ いじめられている児童等の保護者への対応

- ア 定期的に情報を提供し、対応策を協議する。
- イ 経過報告及び面談を定期的に行う。

⑥ いじめをしている児童等の保護者への対応

- ア 定期的に情報交換を行い、連携して対応に当たる。
- イ 経過報告及び面談を定期的に行う。

⑦ その他の児童等に対する対応

- ア 学級担任および学年主任等による児童等への説明と指導
- イ 学年集会または全校集会における指導

3 重大事態への対応

(1) 重大事態とは

① 生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑い

- ア 児童等が自殺を企図した場合
- イ 身体に重大な傷害を負った場合
- ウ 金品等に重大な被害を被った場合
- エ 精神性の疾患を発症した場合 等を想定

② いじめにより、相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑い（年間 30 日を目安。一定期間連続して欠席しているような場合など も含む）

(2) 重大事態発生時の対応

① 上越教育大学への報告

- ア 重大事態に至るいじめを認知次第、校園長が大学へ第一報を入れる。
- イ 校園長が報告書を作成し、大学へ提出する。

② 上越教育大学が調査組織を設置

- ア 調査に必要な資料提出など、調査に協力する。

③ 外部機関との連携

- ア 犯罪行為として取り扱われるべきいじめなどは、直ちに警察に相談・通報を行い、適切な援助を求める。

※ 児童等や保護者からいじめられて重大事態に至ったという申立てがあったときは、その時点で学校が「いじめの結果ではない」あるいは「重大事態とはいえない」と考えたとしても、重大事態が発生したものとして報告・調査等に当たる。